

「財務センターに対する大臣命令について の財務省布告（第二版）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●財務センターに対する大臣命令についての財務省布告（第二版）

（前文省略）

第一項

仏暦二五四七年六月三〇日付けの財務センターに対する大臣命令についての財務省布告の第一項、「財務センター」及び「グループ会社」の語義規定を廃止し、以下の内容に代える。

「財務センター（スーン・ポリハーン・グン）」とは、外貨管理事業の営業許可を得た者を意味する。

「グループ会社（グルム・ポリサット）」とは、自己に代わって財務センターに外貨管理業務をなすことを委託した、親会社とグループ内の会社、または関係事業を有する会社、もしくは事業上関係を有する会社からなるグループ会社を意味する。」

第二項

仏暦二五四七年六月三〇日付けの財務センターに対する大臣命令についての財務省布告の第二項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「第二項

財務センターは以下の枠内でグループ会社に対し外貨管理業務をなす。

（一）グループ会社から外貨の国際義務もしくは支払請求書類を購入する。または外貨の国際義務もしくは支払請求書類に基づく金銭受け取り、支払いにおいてグループ会社の代理人となり、取引相手と金銭受け取り、支払いをなす。

（二）財務センターとしての事業によって生じた、もしくは関係する収入または義務を相殺する。

（三）外貨売買または交換、及び為替レートによるリスクの管理。

（四）流動性管理、すなわち

（四・一）許可取得法人（注／外為取引免許取得金融機関）、外国の個人もしくは法人、またはグループ会社から外貨を借り入れる。

（四・二）許可取得法人、外国の個人もしくは法人、またはグループ会社に外貨を貸し付ける。

（四・三）（四・一）に基づき外貨を借り入れ、タイ国内のグループ会社に対しパーツで貸し付ける。

（四・四）許可取得法人または国内法人に外貨を預ける、または外国に投資する。

ここに、財務センターは外為管理官が布告規定した原則に基づき外国とパーツの借り入れ、貸し付けをなすことができる。

財務センターが自己の事業として財務センターを営む会社の他の事業に対し外貨管理す

る場合、グループ会社に対する外貨管理業務の範囲を準用する。」

第三項

仏暦二五四七年六月三〇日付けの財務センターに対する大臣命令についての財務省布告の第三項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「第三項

財務センターの営業許可を求める会社は、外為管理官が布告規定した資格を有していなければならない、関係書類を添えて、外為管理官が定めた書式に従いタイ国銀行を通じて大臣に申請書を提出する。

大臣から許可を得た時、財務センターは財務センター事業を開始する前に、関係機関に会社の目的の変更もしくは増補を登記しなければならない、当該変更または増補した書類をタイ国銀行に提出しなければならない。」

第四項

仏暦二五四七年六月三〇日付けの財務センターに対する大臣命令についての財務省布告の第四項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「第四項

第二項に基づく事業において財務センターは外為管理官が布告規定した原則及び方法に従わなければならない。」

第五項

仏暦二五四七年六月三〇日付けの財務センターに対する大臣命令についての財務省布告の第六項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「第六項

交付する許可書の有効期限は1年とする。当該期限が切れた時、延長申請しなくても許可書は1年ずつ更新される。ただし大臣が期限が切れる30日前に許可書を延長しないことを文面で通知した場合はその限りではない。」

第六項

本布告は仏暦二五五三年（西暦二〇一〇年）五月一四日より施行する。

二〇一〇年六月一四日官報公示

●財務センターに係る原則及び行動方法についての外為管理官布告

（前文省略）

第一項

以下を廃止する。

(一) 仏暦二五四七年七月五日付けの財務センターに係る原則及び行動方法についての外為管理官布告。

(二) 仏暦二五四九年八月一日付けの財務センターに係る原則及び行動方法についての外為管理官布告（第二版）。

第二項

本布告において、

「財務センター（スーン・ポリハーン・グン）」とは、外貨管理事業の営業許可を得た者を意味する。

「グループ会社（グルム・ポリサット）」とは、自己に代わって財務センターに外貨管理業務をなすことを委託した、親会社とグループ内の会社、または関係事業を有する会社、もしくは事業上関係を有する会社からなるグループ会社を意味する。ここに外為管理官が布告規定した原則に従う」

「会社（ポリサット）」とは、株式会社、及び公開株式会社を意味する。

「事業ネットワーク（クアカーイ・トゥラキット）」とは、親会社及びグループ内の会社を意味する。

「親会社（ポリサット・メー）」とは、子会社の全資本もしくは株式の50%超を有する会社、または合弁会社の全資本もしくは株式の10%以上50%以下を有する会社を意味する。ここに株式所有比率は1件につき数える。

「グループ内会社（ポリサット・ナイ・クア）」とは、親会社の子会社、および親会社の合弁会社を意味する。ここに親会社、子会社または合弁会社の支店も含める。

「子会社（ポリサット・ヨーイ）」とは以下を意味する。

(a) 別の会社を親会社とする合弁会社ではない会社、または

(b) 順を追って(a)に基づく会社の子会社。

「合弁会社（ポリサット・ルアム）」とは以下を意味する。

(a) 別の会社を親会社とする子会社でない会社。

(b) 子会社を親会社とする子会社ではない会社、または

(c) 順を追って(a)もしくは(b)に基づく会社の子会社。

「金融事業会社（ポリサット・ティー・プラゴーブ・トゥラキット・ターンガーングン）」とは、以下を意味する。

(1) (外為取引) 許可取得法人。

(2) 金融機関事業法に基づくファイナンス会社、クレジットフォンシエ会社、リテール商業銀行、または特殊金融機関。

(3) 証券・証券市場法に基づく証券会社。

(4) 生命保険法に基づく生命保険会社、または損害保険法に基づく損害保険会社。

「外国の会社または支店（ポリサット・ル・サーカー・ナイ・ターンプラテート）」とは、財務センターとして事業を営む会社及びグループ会社と同じ事業ネットワーク内にある外国の会社または支店を意味する。

「タイ国内のグループ会社の外貨預金口座（バンチーグンファーク・グントラターンプラテート・コーン・グルムポリサット・ナイ・プラテートタイ）」とは、改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為に係る原則と行動方法を定める外為管理官布告の第二三項に基づく、タイ国内のグループ会社の各外貨預金口座を意味する。

「非居住者のパーツ口座（バンチー・グンパーツ・コーン・ブッコン・ティー・ミー・ティンティーユー・ノーク・プラテート）」とは、改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為に係る原則と行動方法を定める外為管理官布告の第三五／三項に基づく、一般目的の外国居住者のパーツ口座（ノン・レジデント・パーツ・アカウント／NRBA）を意味する。

「義務（パーラ・プークパン）とは、改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一一項に基づく目的のための支払い義務を意味する。ここに外国での投資金、タイ国内のグループ企業または外国のグループ会社の取引相手であるタイ国内の者への貸付金及び支払い金も含める。財務センターが外国に投資する、タイ国内のグループ企業または当該取引相手であるタイ国内の者に貸し付ける、または支払う場合、財務センターの事業範囲に従う。

第三項

財務センターは以下の資格を有していなければならない。

(1) 金融事業を営む会社ではないタイ国内で登記した会社である。

(2) 外貨管理を提供するグループ会社と同じ事業ネットワーク内にある。

(3) 以下の資格及び要件を有するグループに対し外貨管理を提供する。

(3・1) タイ国内、もしくはベトナム国内、またはタイと国境を接する国において登記し、事業地を有する3社以上の会社からなるグループである。または

(3・2) タイ国内で登記し、事業地を有する2社以上の会社からなるグループで、その会社は2か国以上の外国で登記し、事業地を有する会社または支店を有していなければならない。このとき外国の当該会社または支店はグループ会社及び財務センターを営む会社と同じ事業ネットワークに属していなければならない。

ここに(3・1)または(3・2)に基づくグループ内にある会社は、輸入、輸出、国際商取引、もしくは国際サービス事業を営んでいなければならない、かつ金融事業を営む会社であってはならない。

グループが(3・1)または(3・2)に定めた資格及び要件を全て備えている場合、

財務センターは財務センターとしての事業を営む会社及びグループ会社と同じ事業ネットワークに属する外国支店であるグループ会社に対しても、外貨管理をすることができる。

財務センターの外貨管理には、関連事業を有する会社、または事業上の関係がある会社のグループに対する外貨管理は含まない。

グループの資格が先に定めたところに従っていない場合、ケースごとに外為管理官に文面で許可を申請する。

(4) グループ全体の国際間の商品またはサービスの額が相当の額に上っているグループへの外貨管理の提供。

ここに財務センターとして事業を営む会社が別の事業も営む場合、財務センターの事業は別の事業と明瞭に区別して記録しなければならない。

第四項

財務センターとしての事業を望む会社は、タイ国銀行を通じて大臣に対し、関係証拠書類とともに申請書を提出しなければならない。このとき2部ずつ作成、提出する。

(1) 財務センターとしての事業申請は定められた書式に従い、以下の詳細を示す。

(1・1) 財務センター営業における目的及び財務センターの事業範囲。

(1・2) 財務センターとしての事業を望む会社、グループ、及び財務センターとしての事業を望む会社、グループと同じ事業ネットワークに属する会社または支店の構造及び持ち株比率を示す図。

(1・3) 外貨管理業務を財務センターに委託するグループ会社の名称と承諾書。

(1・4) 財務センターが貸付を望む外国のグループ会社、または財務センターとしての事業を望む会社、グループと同じ事業ネットワーク内にある外国の会社もしくは支店の名称。

(1・5) 前年度のグループの国際間商品またはサービス取引額データ。

(2) 財務センターとしての事業を望む会社、グループ会社の登記証明書、またはグループ会社が外国支店の場合には支店であることを示す公的な証拠書類の写し。

(3) 財務センターとしての事業を望む会社の定款書及び株主名簿の写し。

(4) グループ会社の定款書及び株主名簿の写し。

(5) 財務センターとしての事業を望む会社が貸付を望む外国のグループ会社、及び財務センターとしての事業を望む会社、グループ会社と同じ事業ネットワーク内にある外国の会社または支店の会計監査人が保証した最新の財務諸表。

(6) 外為管理官が相当と判断したその他の証拠書類。

財務センターとしての事業を望む会社が第一段に定めたところに基づく証拠書類を提出できない場合、外為管理官は必要であれば代替りの証拠書類を要求する、もしくは書類提出中止を命じる権限を有する。ここに必要性及び相当性に従う。

第一段に基づく許可申請書の提出はバンコクのタイ国銀行本店を通じて提出する。

第五項

外為管理官は以下の事由があれば、不許可、許可書の取り消し、または許可書の延長不許可を検討するために、大臣に具申することができる。

(1) 財務センターとしての事業を望む会社、または財務センターが以下の行為をなしたと疑える、もしくは信じられる事由がある。

(1・1) 外為法、もしくは外為法に基づく実施のために制定した規則、命令及び告示に従わない、または違反した。

(1・2) 外為管理官が相当と判断したその他の事由。

(2) 財務センターとしての事業を望む会社、または財務センターが仏暦二五四七年三月三〇日付けの財務センターに対する大臣命令についての財務省布告、その増補改定、本布告、もしくは大臣の承認を受けた外為管理官の許可書に基づく資格を欠いている。

(3) 財務センターとしての事業を望む会社の財務センター事業またはその他の事業の遂行が、経済及び金融の安定に影響を及ぼすおそれがある。

大臣が財務センターの許可書の取消を命じた、または許可書を延長しないことを通知した場合、許可書の所有者またはマネージャーは、財務センターがその命令もしくは通知を受け取った日から15日以内に外為管理官に許可書を返還する。

第六項

財務センターの事業において、財務センターは以下の原則及び方法を遵守する。

(1) 義務及び請求書の買取り、並びに金銭受取り、または支払い代行。

財務センターは外貨による国際間における商品・サービス代金の義務、または商品・サービス代金の請求書をグループ会社から買い取る。または外貨による国際間における商品・サービス代金の請求書に基づく受取り、または商品・サービス代金の義務に基づく支払いにおいてグループ会社の代理人となる。このとき財務センターとグループ会社間の支払いは外貨でもパーツ貨でもよく、財務センターと自己もしくはグループ会社の取引相手との間での支払いもまた外貨でもパーツ貨でもかまわない。

国内のグループ会社もしくは取引相手へのパーツ貨での支払いは、そのグループ会社もしくは取引相手の非居住者パーツ預金口座、またはそのグループ会社もしくは取引相手のための受取人である銀行へ入金する。

ここに第一段に基づく国際間商品・サービス代金は、以下の場合も意味する。

(1・1) 国内のグループ会社と国外の取引相手との間の商品・サービス代金。

(1・2) 国外のグループ会社と国内の取引相手との間の商品・サービス代金。

(1・3) 国外のグループ会社と国外の取引相手との間の商品・サービス代金。

(2) 収入または義務の相殺。

財務センターは以下の場合の収入または義務を相殺することができる。

(2・1) 第六項(1)に基づき財務センターが受取り・支払いで代理人となっているグループ会社の外貨による国際間商品・サービス代金の収入または義務。

(2・2) 財務センターとしての事業範囲における財務センターの収入または義務。ただし財務センターが第六項(4・4)に基づき国内のグループ会社に貸し付けたパーツ貨は除く。

ここに相殺後の財務センターと取引相手またはグループ会社との間の支払いは、第六項(1)に基づきこれをなす。

(3) 外貨の売買または交換、及び外為リスク管理。

(3・1) 財務センターは全ての場合において許可取得法人(注/外為取扱免許を取得した金融機関)に外貨を売却することができる。

(3・2) 財務センターは自己のために、またはグループ会社のために許可取得法人から外貨を買う、もしくは交換することができる。このとき以下の第六項に基づく外貨管理の目的のためになさなければならない。

(a) 自己の、またはグループ会社の義務の支払い。

(b) グループ会社への売却または交換。

(c) 外国金融機関への外貨預金。

(3・3) 財務センターは自己のために、またはグループ会社のために許可取得法人と外為リスク管理目的の関連取引をなすことができる。商品・サービス代金の支払い・受取りのための関連取引である場合、財務センターは1年以内のグループ会社の外貨収入または義務の見積りを使って当該取引をなすことができる。

財務センターは外為管理官が定めた原則、要件及び方法に従って当該取引を延長する、延長しない、または中止することができる。

ここに、当該取引の延長、不延長、中止において、財務センターは元の契約相手である、または新たな契約相手である許可取得法人とこれをなすことができ、外為相場投機のためであってはならない。相殺及び受取り・支払いで差額があれば、その差額はパーツ貨とする。

(3・4) 財務センターと国内のグループ会社との間の外貨の売買、交換においては、交換レートで相互合意し、財務センターは以下を遵守する。

(a) 全ての場合において国内のグループ会社から外貨を購入する。

(b) 国内のグループ会社への外貨の売却または交換においては、外貨の義務を示す証拠書類に基づく、または仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為に係る原則及び行動方法を定めた外為管理官布告とその改定増補で規定されたところに基づく金額を超えない範囲で外貨の売却または交換をする。

ここに、国内のグループ会社は(a)及び(b)に基づき財務センターと外貨の受取り・支払いをすることができる。

(3・5) 財務センターと国外のグループ会社との間の外貨の売買、交換においては、

交換レートで相互合意し、財務センターは以下を遵守する。

(a) ベトナム及びタイと国境を接する近隣国内のグループ企業に対する外貨の買取り及びパーツ貨の支払いにおいて、財務センターはパーツ貨の使用目的を調べ、タイ国内、ベトナム及びタイと国境を接する近隣国内での取引もしくは投資目的での使用のためでなければならない。ここに、ベトナム及びタイと国境を接する近隣国のグループ会社は、財務センターから買ったパーツ貨を以下の非居住者パーツ預金口座に入金することができる。

- 1、ベトナム及びタイと国境を接する近隣国の取引相手または投資を受ける者。
- 2、パーツ貨を買ったベトナム及びタイと国境を接する近隣国のグループ会社。
- 3、1または2に基づく者のための受取人であるベトナム及びタイと国境を接する近隣国内の銀行。

(b) 外国のグループ会社への外貨売却または交換において、財務センターは売却するパーツ貨の来源を調べる。非居住者のパーツ口座からである、または国内の取引相手からの商品・サービス代金として支払いを受けたパーツ貨であれば、財務センターは当該取引をなすことができる。

(4) 流動性管理。

(4・1) 財務センターは全ての場合において許可取得法人から外貨を借り入れることができる。

(4・2) 財務センターは国内のグループ会社と外貨の借入または貸付をなし、当該グループ会社は財務センターと外貨の支払い・受取りをなすことができる。

(4・3) 財務センターは外貨のみ外国法人から借り入れることができる。ただしベトナム及びタイと国境を接する近隣国の法人からの借入であれば、財務センターは外貨でも、パーツ貨でも借り入れることができる。

(4・4) 財務センターは第六項(4・1)から(4・3)までに基づく外貨借入金を国内のグループ企業にパーツ貨で貸し付けることができる。

(4・5) 財務センターは外貨のみ、国外のグループ会社、または国外の会社もしくは支店に貸し付けることができる。

ここに、タイ国内、ベトナム及びタイと国境を接する近隣国における取引もしくは投資のためのベトナム及びタイと国境を接する近隣国のグループ会社、会社もしくは支店への貸付はその限りではなく、財務センターはパーツ貨で貸し付けることができ、財務センターはその貸し付けたパーツ貨を以下の非居住者のパーツ口座に入金することができる。

(a) ベトナム及びタイと国境を接する近隣国にいる取引相手または投資を受ける者。

(b) 財務センターから借り入れたベトナム及びタイと国境を接する近隣国のグループ会社、または会社もしくは支店。

(c) (a) または (b) に基づく者のための受取人であるベトナム及びタイと国境を接する近隣国内の銀行。

(4・6) 財務センターは国外の金融機関に外貨を預金する、または残期1年以内の国

外の外貨建て証券に投資することができる。ここに、当該預金及び投資の月平均残高は、第七項（２）に基づく財務センターの国内来源外貨預金口座の月平均残高と合計した時、５億米ドルまたは市場レートで同額を超えてはならない。

（４・７）財務センターは第七項に従い許可取得法人に外貨を預金することができる。

貸付の場合、財務センターは１年以内の期間で貸し付ける。ここに、財務センターは財務センター事業から生じた義務について支払いをなすことができる。

第七項

財務センターは財務センター事業のためのみに許可取得法人に外貨預金口座を開設し、当該預金口座は財務センター事業会社の他の事業のための預金口座とは分離するとともに、明瞭に「財務センター事業目的（プア・トゥラキット・スーンボリハーゲン）」との口座名を示す。その預金口座は２種類開設できる。すなわち国外来源種の口座と国内来源種の口座とし、財務センターは口座を管理する許可取得法人の名称と口座番号を外為管理官に通知する。当該口座の外貨預金及び引き出しは第六項に基づく財務センターまたはグループ会社のための外貨管理目的においてのみこれをなすことができ、財務センターは以下の原則に従う。

（１）以下の場合、財務センターは金額の制限なしに国外来源外貨預金口座に外貨を入金することができる。

（１・１）国外での収入来源から生じた外貨。

（１・２）非居住者の外貨預金口座から送金された外貨。

（１・３）財務センターの別の国外来源外貨預金口座から送金された外貨。

（１・４）第六項（１）（２）（３・４）及び（４・２）に基づく国内のグループ会社と財務センターとの間の支払いのため、国内のグループ会社の国外来源外貨預金口座から送金された外貨。

（１・５）第六項（１）及び（２）に基づく国外のグループ会社のタイ国内の取引相手と財務センターとの間の支払いのため、当該取引相手の国外来源外貨預金口座から送金された外貨。

（２）以下の場合、財務センターは外貨を国内来源外貨預金口座に入金することができる。このとき全口座及び全通貨の合計月平均残高は第六項（４・６）に定めた金額であるものとする。

（２・１）財務センターが許可取得法人から買った、交換した、または借り入れた外貨。

（２・２）非居住者の外貨預金口座から送金された外貨。

（２・３）財務センターの別の外貨預金口座から移された外貨。

（２・４）第六項（１）（２）（３・４）及び（４・２）に基づく国内のグループ会社と財務センター間の支払いのため国内のグループ会社の外貨預金口座から送金された外貨。

（２・５）第六項（１）及び（２）に基づく国外のグループ会社のタイ国内の取引相手

と財務センターとの間の支払いのため、当該取引相手の外貨預金口座から送金された外貨。

(3) 以下の目的のために、財務センターは国外来源外貨預金口座から外貨を引き出すことができる。

(3・1) 自己またはグループ会社の義務の支払い。

(3・2) グループ会社への売却または交換。

(3・3) 国外の金融機関への外貨預金。

(3・4) 許可取得法人への売却または交換。

(3・5) 財務センターの別の外貨預金口座への入金。

(3・6) 第六項(1)(2)(3・4)及び(4・2)に基づく国内のグループ会社と財務センターとの間の支払いのための国内のグループ会社の外貨預金口座への入金。ここに、第六項(3・4)に基づき財務センターが国内のグループ会社に外貨を売る、または交換する場合、または第六項(4・2)に基づき国内のグループ会社に外貨を貸し付ける場合、国内のグループ会社の義務を有する国内来源外貨預金口座への入金のみとする。

(3・7) 第六項(1)及び(2)に基づく国外のグループ会社のタイ国内の取引相手と財務センターとの間の支払いのため、当該取引相手の外貨預金口座への送金。

(4) 以下の場合、財務センターは国内来源外貨預金口座から外貨を引き出すことができる。

(4・1) 第七項(3・1)から(3・4)までの目的のため。

(4・2) 財務センターの別の国内来源外貨預金口座への入金。

(4・3) 第六項(1)(2)(3・4)及び(4・2)に基づく国内のグループ会社と財務センター間の支払いのため国内のグループ会社の国内来源外貨預金口座への入金。ここに、第六項(3・4)に基づき財務センターが国内のグループ会社に外貨を売る、もしくは交換する場合、または第六項(4・2)に基づき国内のグループ会社に外貨を貸し付ける場合、国内のグループ会社の義務を有する国内来源外貨預金口座への入金のみとする。

(4・4) 第六項(1)及び(2)に基づく国外のグループ会社のタイ国内の取引相手と財務センターとの間の支払いのため、当該取引相手の国内来源外貨預金口座への入金。

ここに、国内のグループ会社及び国内の取引相手は、第一段に定めた要件に基づき自己の外貨預金口座から引き出す、または入金することができる。

第八項

財務センター、国内のグループ会社、または国内の取引相手は以下のように、省令第一三三号(仏暦二四九七年)の第一六項及び第二〇項に基づく手続きをとらなくてもよい。

(1) 財務センター、国内のグループ会社、または国外のグループ会社の国内の取引相手は、第六項(2)に基づき財務センターを通じ相殺した金額について、第一六項及び第二〇項に基づく手続きをとらなくてもよい。

(2) 財務センターが国内のグループ会社から商品・サービス代金の請求書を買取った

場合、または第六項（１）に基づき商品・サービス代金受け取りで国内のグループ会社の代理人となっている場合、及び財務センターが第六項（２）に基づき相殺後の差額を得た場合、その国内のグループ会社は第一六項及び第二〇項に基づく手続きをとらなくてもよい。

（３）財務センターが国外のグループ会社から商品・サービス代金の義務を買い取った場合、もしくは第六項（１）に基づき商品・サービス代金の支払いで当該グループ会社の代理人となっている場合、及び財務センターが第六項（２）に基づき相殺後の差額を得た場合、財務センターが非居住者のパーツ口座から、または国外のグループ会社から外貨もしくはパーツ貨を得て、国内の取引相手にパーツで支払っていれば、国外のグループ会社の国内の取引相手は第一六項及び第二〇項に基づく手続きをとらなくてもよい。

（４）財務センター事業から外貨を得た財務センターは、その外貨を自己の、もしくはグループ会社の義務の支払いに当てた場合、外国の金融機関に預金した場合、または財務センターが非居住者のパーツ預金からパーツ貨で支払いを受けた場合、第二〇項に基づく手続きをとらなくてもよい。

第九項

記録、証拠書類のチェック及び保管、並びに報告は以下のようにこれをなす。

（１）財務センターの事業範囲内での取引、例えば許可取得法人との外貨購入、交換もしくは借入取引、国内のグループ会社への外貨売却、交換、貸付取引、外貨預金口座からの引き出し、非居住者のパーツ口座への入金、または外国からの外貨受取り、及びその他の取引に基づく許可取得法人への売却、もしくは預金せずに当該受取り金の支払いといった取引について、財務センターは自己の外国における義務、もしくは許可取得法人への外貨建て債務についての書類があるようにする。または仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為に係る原則・行動方法を定めた外為管理官布告及びその改定増補の第一五項と第一六項に基づき国内のグループ会社の当該書類をチェックする。

（２）第六項（２）に基づく相殺の場合、財務センターは資金の来源もしくは自己の義務を示す証拠書類があるようにする。またはグループ会社の当該書類をチェックする。ここに仏暦二五四七年三月三十一日付けの外為に係る原則・行動方法を定めた外為管理官布告及びその改定増補の第一五項と第一六項の内容を準用する。

（３）財務センターが第六項（３・３）に基づき自己のために、もしくはグループ会社のために許可取得法人と外為相場によるリスク管理において関連取引をなす場合、財務センターは資金の来源もしくは将来における外貨建ての義務を示す証拠書類があるようにする。またはグループ会社の当該書類をチェックする。当該関連取引におけるグループ会社の外貨収入もしくは義務の予測を使用する場合、財務センターはグループ会社の商品・サービス代金の予測データを示す書類があるようにする。

関連取引に基づき外貨の引き渡しを受けた後、財務センターは第九項（１）に基づき証

拠書類があるようにする、またはチェックする。

ここに、商品・サービス代金ではない他の目的で支払うために、もしくは支払いを受けるために、財務センターが許可取得法人と関連取引を延長しない、もしくは解消する場合、財務センターは必要な事由を示す証拠書類及び関係する他の証拠書類があるようにする。

(4) 国内のグループ会社の外貨預金口座に入金するために、財務センターが自己の外貨預金口座からの外貨引き出しを望む場合、許可取得法人は財務センターが外貨管理するグループ会社のリストを示した外為管理官の文書の写しを求める。国内のグループ会社が自己の外貨預金口座から外貨を引き出す場合については、自己に外貨管理を提供する財務センターの口座からの入金を受けたことを示す証拠書類を求める。以上がなされれば引き出し手続きを取ることができる。

(5) 国外のグループ会社の取引相手である国内の者の外貨預金口座に入金するために、財務センターが自己の外貨預金口座から外貨を引き出しを望む場合、許可取得法人は財務センターに対し、国外のグループ会社と国内の取引相手との間の商品・サービス代金請求書、または国外のグループ会社と国内の取引相手との間の商品・サービス代金のための外貨支払いであることを証明する文書の提出を求める。財務センターの外貨預金口座に入金するために国内の取引相手が自己の外貨預金口座から外貨を引き出す場合については、許可取得法人は当該預金口座が財務センターの口座であることを示す証拠書類を求める。以上がなされれば引き出し手続きを取ることができる。

(6) 財務センターは以下のように外国との外貨の借入、貸付、売買、交換、並びに国外での預金または投資についての関係証拠書類があるようにする。外国法人からの財務センターの借入に係る証拠書類、国外のグループ会社、または国外の会社もしくは支店に対する財務センターの貸付に係る証拠書類、第六項(3・5)(a)に基づくベトナム及びタイと国境を接する近隣国内のグループ会社の商取引もしくは投資に係る証拠書類、第六項(4・5)に基づく国外グループ会社、またはベトナム及びタイと国境を接する近隣国の会社もしくは支店の商取引もしくは投資に係る証拠書類、及び外国での預金もしくは投資金に係る証拠書類。

(7) 財務センターが貸付をなした国外グループ会社及び外国の会社もしくは支店の会計監査人が保証したところの整然とした、正しい、最新の財務諸表があるようにする。

(8) 財務センターは金融取引に係る整然とした、正しい、最新の記録があるようにし、自己の会計とグループ企業の会計を明確に分離し、財務センターの金融取引は他の事業と明確に分離して記録する。

(9) 財務センターは会計記録書類、本布告に基づく財務センターとしての事業に係る記録及び証拠書類を5年以上保管し、外為管理官が必要なときに検査できるようにしておく。

(10) 財務センターは外為管理官が定めた原則及び方法に基づき報告書を作成する。

第一〇項

財務センターが許可取得法人との間ですべての種類の外貨取引をなした場合、及び財務センターの事業範囲内で非居住者のパーツ口座にパーツを入金した場合、許可取得法人は財務センター事業の営業許可書の写しを提出するよう求める。このとき本布告が許可取得法人に追加の要求を定めている場合を除いて、財務センターは義務を示す証拠書類及び外貨取引書式を提出しなくてもよい。

第一一項

財務センターとして事業を営む会社、またはグループの会社や支店の法人形態、もしくは法人名称の変更がある場合、グループの会社もしくは支店の減少がある場合、または財務センターの事業範囲が仏暦二五四七年六月三〇日付けの財務センターに対する大臣命令についての財務省布告とその改定増補で定めた範囲を超えずに増減がある場合、財務センターは登録上の変更日または変更日から15日以内に関係する証拠書類と共に、当該変更を外為管理官に文面で報告する。

財務センターとして事業を営む会社、グループの会社もしくは支店、または財務センターが第六項（4・5）に基づき貸し付ける外国の会社もしくは支店の株主構造及び出資比率の変更がある場合、外為管理官が必要な時に検査できるよう関係書類があるようにする。

第一二項

以下の場合、財務センターは実施のために外為管理官に許可を求め、第四項に基づく関係証拠書類を提出する。

（1）財務センターが外貨管理を提供するグループ内の会社もしくは支店の増加。

（2）財務センターが第六項（4・5）に基づき貸し付ける国外グループ会社、外国の会社もしくは支店の増加。

第一三項

財務センターが自己の事業である財務センターとしての事業を営む会社の他の事業に対し外貨管理する場合、第三項（3）（4）、第四項から第九項まで、及び第一一項から第一二項までの内容を自己の他事業に準用する。このとき財務センターは以下の追加の原則を遵守する。

（1）第四項（1・3）に基づくグループ会社の承諾書に代え、社内の委託または権限委譲を示す書類を提出する。

（2）第六項（1）に基づく買取りまたは代理に代え、財務センターへの他事業からの社内の委託または権限委譲書があるようにする。

（3）第四項（1・3）に基づく外貨の売買もしくは交換及び借入もしくは貸付に代え、財務センターと他事業の間の取引を記録する。

(4) 財務センターと財務センターが外貨を管理する他事業の取引を明確に分離して記録し、きちんと、正しく、最新の記録があるようにする。

財務センターとしての事業を営む会社の他の事業が第一段のほかには許可取得法人と非居住者のパーツ口座へのパーツの入金を含む外貨取引をなす場合、許可取得法人は仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告とその改定増補、及び仏暦二五四七年六月三〇日付けの外為に係る原則・行動方法を定めた外為管理官布告とその改定増補に従う。

第一四項

本布告に基づかない実施にあたっては、その前に毎回、ケースごとに外為管理官に許可を求める。

第一五項

本布告は仏暦二五五三年（西暦二〇一〇年）六月一日から施行する。

仏暦二五五三年六月一日布告

(おわり)